

■ 省エネ住宅ポイント対象住宅証明書の適合審査料金

1. 基本料金

表1(一戸建ての住宅) (税抜金額)

適用する基準	一般	評価書等※(型式及び特認除く)利用 (併願含)
住宅事業建築主の判断の基準	¥ 30,000	¥ 10,000
一次エネルギー消費量等級	¥ 30,000	¥ 10,000
断熱等性能等級	¥ 20,000	¥ 5,000
省エネルギー対策等級	¥ 20,000	¥ 5,000

表2(共同住宅等) (税抜金額)

適用する基準	一般	評価書等※(型式及び特認除く)利用 (併願含)
省エネ住宅ポイント対象住宅 基準(共同住宅等)	¥ 80,000 + ¥ 2,000 *戸数	¥ 40,000 + ¥ 1,000 *戸数
一次エネルギー消費量等級	¥ 100,000 + ¥ 2,000 *戸数	¥ 50,000 + ¥ 1,000 *戸数
断熱等性能等級	¥ 50,000 + ¥ 2,000 *戸数	¥ 25,000 + ¥ 1,000 *戸数
省エネルギー対策等級	¥ 50,000 + ¥ 2,000 *戸数	¥ 25,000 + ¥ 1,000 *戸数

併用住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分を有する一戸建ての住宅)及び審査対象住戸が一住戸の場合の料金は表1の料金(省エネ住宅ポイント対象住宅基準(共同住宅等)による場合は、住宅事業建築主の判断の基準の料金。以下同じ。)を適用し、審査対象住戸が二住戸の場合の料金は表1の料金に2を乗じた料金とします。

※表1及び表2において評価書等(型式及び特認除く)利用とは、設計住宅性能評価書・建設住宅性能評価書、長期優良住宅 認定通知書・技術的審査適合証、フラット35S適合証明書(金利Bタイプ・省エネルギー性)、現金取得者向け新築対象住宅証明書、型式住宅部分等製造者認証書の結果を活用し、外皮性能の審査を省略することができる場合をいいます。

ただし、評価書等と異なる断熱性能による場合は一般料金となります。

2. 変更計画に係る適合審査料金

- ・直前の適合審査をセンターが行っている場合は、一回の変更につき、当該住宅の料金の区分に応じ、表1及び表2に掲げる料金の2分の1の額となります。
- ・直前の適合審査を他機関が行っている場合は、新たに省エネ住宅ポイント対象住宅適合審査の依頼を受けたものとして、表1及び表2に掲げる料金を適用します。

3. 再発行料金

- ・省エネ住宅ポイント対象住宅証明書を再発行する場合の再発行料金は、一通につき2,000円(税抜金額)となります。